

# 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第 130 号

2025 年 5 月 15 日発行

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52 号室 RAIK 内  
電話 (03) 3203-7575 FAX (03) 3202-4977 E-mail: [raik.kccj@gmail.com](mailto:raik.kccj@gmail.com)

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外キ協

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

●外キ協第 39 回全国協議会発題 (2025 年 1 月 23 日) ●

## 外キ協運動 39 年の軌跡とその到達点

～現場からのレポート 1987-2025 年～

●佐藤信行 (外キ協事務局次長)

### はじめに

1987 年 1 月 15 日、「外登法問題に取り組む全国キリスト教連絡協議会」(外キ協) が結成された。東京で開催された創立集会に、私は市民団体の代表として連帯のメッセージを述べた。

私は当時、在日コリアンが編集し発行する『季刊三千里』の編集部に勤めていたが、それが 50 号で終刊するにともない、翌年の 1988 年 3 月から、在日大韓基督教会の付属機関である在日韓国人問題研究所 (RAIK) で『RAIK 通信』の編集をおこなうかたわら、外キ協事務局に参加するようになった。

外キ協は来年 2026 年 1 月、第 40 回全国協議会・全国集会を迎える。これまで私たちを導き、支えてくれた神様に感謝するばかりである。

外キ協結成から 39 年間、じつに多くの先達たちに導いてもらい、叱咤激励されてきたかと、昨日のように思い起こさざるをえない。先達者の多くは天国に召されたが、私たちは先達たちの労苦に感謝しながら、この 39 年間で、1987 年結成から 1997 年までを外キ協運動「第一期」とし、外国人住民基本法を提起した 1998 年から現在までを「第二期」として、外キ協運動の軌跡を確認したい。

そして全国協議会・全国集会の 40 回目となる 2026 年から、外キ協運動「第三期」として、新た

な事務局態勢のもとで、新たな宣教プラットフォームをめざすことになる。そのための、次の世代へのメッセージとして、外キ協第一世代の「事務局覚え書き」を以下、記したい。

\*本稿の第 1 章は、2012 年 7 月の外登法の廃止を目前にして、団体名を「外登法問題に取り組む全国キリスト教連絡協議会」から「外国人住民基本法の制定を求める～」へ変更する際、私が草案を起草して、第 26 回全国協議会 (2012 年 1 月) で確認した「2012 年基本文書」を再構成すると共に、さらに第 2 章と第 3 章を追記した。

### 第 1 章 第一期の外キ協運動

#### (1) その前史

1947 年 5 月 2 日、天皇ヒロヒトの最後の勅令として外国人登録令が出される。翌日 (5 月 3 日)、日本国憲法が施行。その戦後民主主義憲法には、マッカーサー憲法素案 (1946 年 2 月 12 日) にあった「外国人ハ平等ニ法律ノ保護ヲ受クル権利ヲ有ス」という条項が削除されていた。

そして戦後日本において、「外国人は煮て食おうと、焼いて食おうと自由」(法務省入管局付検事・池上努『法的地位 200 の質問』1965 年) とする外国人管理制度が、在日コリアンなど外国人の生活そのものを規制していく。

＜図1＞外国人登録令・外国人登録法の改悪過程

	外国人登録令 (1947.5.2)	外登令 改悪 (1949.12.3)	外国人登録法 (1952.4.28)	外登法 改悪 (1956.5.7)	外登法 改悪 (1982.8.10)
義務規定＝処罰 項目の拡大	①新規登録の不申請 ②居住地変更登録の不申請 ③職業・勤務所の名称と所在地など、居住地以外の変更登録の不申請 ④外登証の提示拒否				
			⑤外登証切替の不申請 ⑥外登証の不携帯		
				⑦紛失など外登証再交付の不申請 ⑧汚損した外登証の引き換え交付の申請命令拒否 ⑨指紋拒否	
	⑩外登証の受領拒否				
外登証の切替期間		3年ごと	2年ごと	3年ごと	5年ごと
指紋押捺・外登証の 常時携帯義務年齢		14歳以上			16歳以上
罰則の強化	6カ月以下の懲役も しくは禁固または 1000円以下の罰金	1年以下の懲役も しくは禁固または 1万円以下の罰金	1年以下の懲役も しくは禁固または 3万円以下の罰金		1年以下の懲役もし しくは禁固または 20 万円以下の罰金

＜表1＞在日コリアン「外登法違反」送致人員

年	切替 不申請	外登証 不携帯	指紋 不押捺
1954*大量切替年	4,941	4,516	—
1955年	11,118	4,458	27
1956*大量切替年	6,420	3,760	191
1957年	7,799	4,627	106
1958年	1,263	3,314	85
1959*大量切替年	4,228	2,999	57
1960年	8,055	2,894	59
1961年	1,675	2,821	66
1962*大量切替年	4,673	2,963	40
1963年	7,110	3,014	43
1964年	?	?	?
1965*大量切替年	?	?	?
1966年	5,982	3,441	31
1967年	2,361	3,085	21
1968*大量切替年	5,303	2,936	?
1969年	7,655	2,659	?
1970年	4,335	2,854	?
1971*大量切替年	6,144	3,100	?
1972年	7,198	2,524	?
1973年	5,376	2,821	?
1974*大量切替年	6,300	2,680	?
1975年	6,347	3,016	?
1976年	3,649	3,264	?
1977*大量切替年	2,997	3,396	?
1978年	3,277	3,424	?
1979年	1,889	2,973	?
1980*大量切替年	2,070	3,520	?

【注】 ?は、統計が合算されているため不明。

【出典】警察庁『犯罪統計書』各年

たとえば、外国人登録の3年ごとの切り替えを忘れただけで検察庁に送られた在日コリアンは、年間5,127人。登録証をつい忘れて外出したため、不携帯として検察庁に送られた数も、年間 3,242 人にも上った（1954年～80年の年平均）。

それは＜図1＞に見るように、外登令、そして外登法がさまざまな義務規定を重ね、しかもこれらに違反すると、容赦なく刑事罰を科す「外国人管理・抑圧制度」として作られていったからである。

＜表1＞の「\*大量切替年」を見ると、その年から翌年にかけて「切替不申請」が急増している。このことは、法務省入管と警察が一体となって、とりわけ在日コリアンに対する監視体制を敷いていったことを示している。

さらに、在日コリアンが大半を占めた在日外国人は、社会保障制度や戦後補償制度からも、「国籍条項」によってことごとく排除された。それこそ外国人は当時、市営住宅に入居することも、国民健康保険に入ることもできなかったのである。

\*\*\*

1970年代、教会青年をはじめ在日コリアン二世を中心に民族差別撤廃の闘いが各地で始まった。そして多くの日本人キリスト者が、その闘いに参加していった。

1980年、指紋拒否の闘いが始まった。この闘いは「たった一人の反乱」と称されたように、在日コリアンにとっては、それまで南北分断の政治イデオロギーに色濃く支配されていた民族組織の枠を超え、個人の主体的決断による自立した闘いとして展開された。

このことは、1970年代の在日コリアン二世たちの闘い、すなわち「在日」としての民族差別撤廃闘争の新たな展開として、それまでの「政治運動」「社

会運動」とは違う質と広がりをもたらした。

またこの時期、中学生の崔善恵さんや、高校生の辛仁夏さんが指紋押捺を拒否するなど、14歳と16歳（1982年改定から、指紋押捺・常時携帯義務年齢が14歳から16歳に引き上げられた）の在日三世たちが、外国人登録の最初の切り替え申請のさい指紋拒否をしたことは、日本人にも、また在日コリアン社会にも「問題」の所在を問いかける大きなインパクトとなった。

1955年の指紋制度実施から毎年のように、押捺を拒否する在日コリアンは散発的であれ続いていたが（表1）、それが80年代に入って大衆的「拒否運動」として開始されたのである。1985年8月、指紋押捺を拒否/留保する外国人は1万人を超えた。

このような指紋拒否の闘いに呼応して、「拒否者支援」「不告発」運動として自治体労働者の取り組みが始まると共に、地方議会で外登法の改正を求める決議が次々と上がっていった。また北海道から九州まで全国各地で、指紋拒否者を「支える会」がつけられ、裁判闘争を担った。

これらのことは、外国人登録令の導入（1947年）から指紋制度の強行実施（1955年）に至る過程において、多くの日本人がそれらを無関心で容認する中で、在日コリアンが孤立無援のまま反対闘争、拒否行為に出ざるをえなかったことと、大きく異なる点であった。

## (2)「外キ協」の結成

1980年代前半、全国各地で「指紋拒否者を支える会」が作られた。それが84年以降は、「指紋拒否者と共に闘う会」として、各地に市民団体が作られていった。すなわち、「外国人」に指紋押捺を強制する外登法を無関心のまま維持させてきたのは「日本人」である、という「当事者」意識に基づいて、指紋拒否運動に参加する日本人が増えていったのである。

全国で150近く数えたこの「草の根」運動体の多くが、教会を中心に、あるいは連絡先・事務局として、自発的に積極的に作られていった。

このような各地域での教会の取り組みは、1984年「関西外キ連」「京滋外キ連」の結成、85年「関西代表者会議」の結成、86年「関東外キ連」の結成へと導き、87年1月の「外キ協」結成に至るのである。

1987年1月、キリスト教界13の教派・団体お

よび各地外キ連が総結集して「外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会」（外キ協）が結成された。

そして同年には「中部外キ連」「神奈川外キ連」「九州・山口外キ連」が結成されていき、次いで「北海道外キ連」「広島外キ連」結成が続いた。

この過程は、時間的系列を超えて、「外キ協」という全国中央組織が結成されて「外キ連」という地方組織が作られるというのではなく、各地の「外キ連」が結集して、全国的なネットワークとして「外キ協」が構成されていった、ということである。

この点できわめてユニークな組織形成である。「外キ協」結成へのこの過程は、地域教会に根ざした多くの「外キ連の担い手」によって「外キ協」運動を支える、という今日に続く「原動力」を形作ったのである。

もちろん、「外キ協」結成に至る背景には、「日本キリスト教協議会（NCC）在日外国人の人権委員会」や「日本基督教団在日韓国朝鮮人・日韓連帯特別委員会」「日本カトリック正義と平和協議会」「在日大韓基督教会指紋拒否実行委員会」など、各教派・団体のそれまでの取り組みと人的ネットワークが大きく寄与した。

こうした教派・団体としての取り組みは、1980年代前半において、「指紋押捺拒否予告者」の数が1,070人に上った在日大韓基督教会の牧師・信徒たちの突出した闘いと、カトリック教会の宣教師たちの徹底した闘いに突き動かされて、すでに始められていた。そして「外キ協」結成に際しては、ごく自然に、カトリック教会とプロテスタント諸教会の「共同の取り組み」、エキュメニカル一致運動の具体化として開始されたのである。

また、1980年代指紋拒否運動の大きな特質として、教会の世界的なネットワークを通して、韓国やアメリカ、カナダなどの海外諸教会や、アジア・キリスト教協議会（CCA）、世界教会協議会（WCC）からの具体的な「支援」と「連帯」があったことである。すなわち、1970年代から始まる韓国のカトリックおよびプロテスタント教会の熾烈な民主化闘争を支援する、日本および世界の諸教会のネットワークが、かたちをかえて引き継がれたのである。

そして「外キ協」は、その窓口として1980年代から90年代にかけて、日本のマイノリティ人権問題を世界の諸教会に発信していった。

### (3) 日・韓・在日3教会の共同の取り組み

1965年、日韓条約が結ばれた。その際、在日コリアンに対する子々孫々の永住資格を主張する韓国政府を押し切って、日本政府は三代限りの永住資格（協定永住）とする「日韓法的地位協定」の締結に持ち込んだ。

「外国人は煮て食おうと～」と公言して憚らなかった池上努をはじめ、日本政府の法務官僚たちは当時、次のように考えていた。三代限りの永住資格として、25年後に再協議するが、1980年代、90年代になれば在日コリアンの世代交替によって帰化・同化傾向が深まり、日本政府としてもその緩やかな促進政策を推進していけばいいだろう、「25年後の再協議（1991年問題）」なども必要なくなるか、あるいは大きな争点にはならないだろうと目論んでいたわけである。

しかし日本政府は、1980年代における指紋拒否運動の高揚によって、永住資格の存続問題だけではなく、在日コリアンの処遇全般、すなわち外登法問題をはじめ再入国問題、公立学校教員・地方公務員採用問題、民族教育問題、地方参政権問題にわたっての「1991年問題」への対応を迫られたのである。

在日コリアンにとって指紋拒否は、外登法の指紋制度に象徴される「外国人管理・抑圧制度」全体に対する「否！」という叫びであった。また日本人も、「指紋」問題を通して、在日コリアンの「法的地位」全般へと認識が広がっていった。

この「1991年問題」を日・韓・在日3教会の共同課題として取り組むべく、私たち外キ協は1990年、韓国基督教教会協議会（NCCK）に対して「外登法問題国際シンポジウム」を呼びかけ、同年7月、第1回国際シンポジウムを日本で開催した。

これをきっかけに、3年に2回、韓国と日本で交互に国際シンポジウムが開かれ、在日コリアンの法的地位の問題をはじめ、歴史認識問題、戦後補償問題、移住労働者の人権問題など、日本教会と韓国教会が共通して直面している諸課題について真摯な対話を重ね、日・韓・在日教会による「共同の取り組み」を始めることになった。

### (4) 外登法の指紋制度全廃

1993年1月、外登法が改定され、永住者・特別永住者のみ指紋免除となった。しかし、私たち外キ協はすべての外国人からの指紋制度全廃を主張し続けた。

また1990年代は、戦後補償を求める運動が全面展開され、在日コリアンだけではなく韓国、中国、台湾、フィリピンなどの戦争被害者・遺族から、謝罪と補償を求める訴訟が日本の裁判所に提起された。その数は80件以上に上った。

それと共に、1990年入管法改定を前後して移住労働者が急増した。

外キ協も各地外キ連も、これらの課題に取り組んでいった。各地の市民団体の多くも、同様であった。この二つの大きな課題にあって、「外登法問題」は後景に退いたように見えたが、私たちのこれらの取り組みの出発点として、また帰結点として「外登法問題」があった。

1980年最初の指紋拒否から19年後の1999年8月、「指紋制度全廃」を含む4回目の外登法「改定案」が国会で成立し、翌年4月から実施された。

4回目の改定とは、3年ごとから5年ごとの指紋押捺（1982年改定法）、原則一回だけの指紋押捺（87年改定法）、永住者・特別永住者だけ指紋免除（92年改定法）、そして指紋制度全廃（99年改定法）ということである。日本政府・法務省は本意ながら、この17年間で4回も外登法改定を重ねることになったわけである。

1985年夏、指紋拒否・留保者は1万人を超えた。押捺拒否罪として出頭呼び出しを拒否して逮捕された指紋拒否者は22人。肉親の葬儀出席のため、あるいは留学のため出国しようとしたが、再入国許可申請を不許可とされた指紋拒否者は107人。在留更新を不許可とされた指紋拒否者は22人（そのほとんどが宣教師）。在留期間を短縮された指紋拒否者は3人——に上った。

こうした闘いの中で、2000年4月1日、指紋制度は全廃されたのである。じつに20年間の長期にわたる闘いの成果であった。在日外国人は一人一人、刑事罰（当時の裁判所の量刑は1万円の罰金）を覚悟し、仕事や家庭を失うかもしれないという不安を押し切って指紋押捺を拒否したのである。こうした自らの実存をかけた徹底した不服従行動によって指紋制度全廃を勝ち得たことは、日本の社会運動史において、かつてなかった一大エポックであった。

その一方で、指紋制度が全廃されたものの、5年ごとの登録切り替え義務や外登証の常時携帯義務を刑事罰で強制する「外登法」と、法務大臣の自由裁量による再入国許可／退去強制を定める「入管法」は、そのまま残された。

## 第2章 第二期の外キ協運動

### (1) 国際人権活動への参加

日本は1975年のベトナム難民受け入れ、およびサミット発足を契機に、次のように国際人権諸条約の加盟を余儀なくされた。1979年国際人権規約、81年難民条約、85年女性差別撤廃条約に日本は加入した。しかし、国連で最初の国際人権条約として作られた人種差別撤廃条約に日本が加盟したのは、じつに30年後であった。

条約名	国連採択	日本加盟
難民条約	1951年	1981年
人種差別撤廃条約	1965年	1995年
国際人権規約（自由権規約・社会権規約）	1966年	1979年
女性差別撤廃条約	1979年	1985年
拷問禁止条約	1984年	1999年
子どもの権利条約	1989年	1994年
移住労働者権利条約	1990年	未加盟
強制失踪保護条約	2006年	2009年
障がい者の権利条約	2006年	2014年

難民条約を除く各人権条約の規定により、日本政府は国内実施状況について報告書を国連に定期的に提出しなければならない。それは各条約の実施監視機関（人種差別撤廃委員会など）の審査に付され、その結果は「総括所見」として公表される。

1970年代以降、在日コリアンと、彼ら彼女らに連帯する日本人、私たちキリスト者は「国籍条項」という厚い壁の隙間を一つ一つこじあげながら、その不条理を明らかにしようとしてきた。だが1980年代の指紋裁判もそうであったが、それが「勝訴」したのは、わずか1件であった。

日本政府が言うように、また多くの裁判所が判示するように、私たちの主張が間違っているからであろうか？ いや、そうではない、私たちのほうが正しいのだ、という確信を、1990年代以降、国連の自由権規約委員会や社会権規約委員会、子どもの権利委員会、人種差別撤廃委員会での審議とその勧告から、私たちは得るようになった。

外キ協と在日韓国人問題研究所（RAIK）、NCC 在日外国人の人権委員会が、日本弁護士連合会や部落解放同盟、アイヌ協会など他の人権NGOと共に「日本におけるコリアンおよび外国人に関するNGOレポート」を作成して、国際人権活動に積極的に参加

するようになったのは、1990年代からである。

その中で、自由権規約委員会の「意見」（1993年）、子どもの権利委員会の「総括所見」（98年）、自由権規約委員会の「総括所見」（98年）では、私たち人権NGOの意見が採用され、日本政府に是正を求める勧告が相次いだ。

こうした国際人権活動の中で、私たちが改めて確認したことは、次のことである。

- ①他の多くの国がそうであったように、本来、日本が国際人権規約に加入した時点で「外国人およびマイノリティ人権基本法」が、人種差別撤廃条約に加入した時点で「人種差別禁止法」が制定されるべきであった。しかし日本政府は、その努力を意図的に怠った。
- ②他の多くの国がそうであるように、国際人権条約の各条約委員会からの総括所見の「懸念」と「勧告」に対して、政府および自治体、国会および地方議会は議論を尽くすべきである。しかし日本では、政府も自治体もまるで無視し続けている。

国際人権規範と日本の外国人法制度の乖離、あまりにも大きな格差に対して、私たちは新たな発想のもとでの取り組みを模索せざるをえなかった。

### (2) 「外国人住民基本法(案)」の作成

そのような問題意識に基づいて私たち外キ協は、指紋制度全廃を目前にして、約1年間にわたる議論を経て1998年1月15日、「外国人住民基本法(案)」を作成した。

外キ協の運動は、「外登法の抜本改正を求める」運動から、「外登法・入管法の廃止」と「外国人住民基本法の制定」を求める運動へと進んだのである。これは一見「大きな飛躍」とも言えるが、これまでの外登法改正を求める地道な運動に続く、第二段階の運動として位置づけられた。

この「外国人住民基本法」を作成するにあたっては、国際人権諸条約を読み込んで、外国人住民が本来享有する権利を一つ一つ挙げていった。したがって結果的には、実現可能性や立法技術上のことを前提としないで作られた市民法案となった。言い換えれば、空理空論ではなく、「生活者」としての外国人の、「地域住民」としての視座から「多民族・多文化共生社会」を構想するビジョンとして作られたのである。

2000年、「外国人住民基本法の制定を求める全

国キャンペーン」として各地外キ連、各教派・団体関係委員会の主催で集会や学習会が開かれ、以後、毎年おこなうようになる。

そして2002年からは、「外国人住民基本法の制定を求める国会請願署名」を全国の教会に呼びかけ、毎年、1年分の署名を国会に提出していった。

### (3) 世界の「反転」、日本の「反転」

しかし2001年9・11以降、世界では「反テロの戦い」を口実としてマイノリティが敵視・排斥され、さらに日本では2002年9・17日朝会談以降、在日コリアンに対するさまざまな暴力が続いていく。また、1990年代後半から、「新しい歴史教科書をつくる会」をはじめとする歴史修正主義が公然と唱えられ、さらに外国人の存在そのものを敵視・排除しようとする「草の根」排外主義が登場した。

そして改悪入管法のもと2007年11月20日、テロ対策を名目に「外国人指紋制度」が復活し、日本のすべての空港・海港で、新規に入国する外国人と、再入国許可を得て入国する(特別永住者を除く)在留外国人に対して、指紋・顔写真登録が実施されるようになった。

このような予期せぬ「反転」に対して、私たちは怯むことなく、さまざまなかたちで立ち向かっていった。そして、このような時代にあるからこそ、私たちは出発点を確認し、「外国人住民基本法」という共生のビジョンを、21世紀への「メッセージ」として高く掲げていくことが必要であることを繰り返し確認していった。

一方、先に述べたように1990年代を前後して、移住労働者や国際結婚移住者が急増していった。

1960年代、70年代、80年代前半においては、在日外国人の80%以上を在日コリアン・台湾人など旧植民地出身者が占めていたが、ニューカマーの移住労働者や国際結婚移住者、留学生らが大勢を占めるようになる。

すなわち1990年の入管法改定によって中南米から日系二世が来日し、定住ビザで「派遣労働者」として働くようになり、またアジアから「研修生」として来日し、低賃金労働を強いられるようになったのである。

とりわけ中小企業や、地方の地場産業において労働力不足が深刻化するなか、「外国人労働力導入政策」はその後、「技能実習」「特定技能」制度へと移行していくが、とりわけ技能実習制度は「現代版奴隷制度」として国際人権機関や諸外国から指弾され続けるようになる。

### (4) 外登法の廃止と入管法の一元的管理

2009年7月、外登法を廃止して「新たな在留管理制度」と「外国人住民票制度」に移行する入管法・入管特例法・住民基本台帳法の改定案が国会で成立した。この新制度は3年後、すなわち2012年7月から実施された。

戦後間もなく1947年に外国人登録制度が始まったが、今回の法改定は、60年以上に及ぶこの制度を全面的に改編し、在日外国人を「特別永住者」「中長期在留者」「非正規滞在者」という三つのカテゴリーに分けて管理/排除しようというものである。

その狙いは、「労働力」としての外国人を徹底して管理し、「国益」にそぐわないとみなす外国人を排除することにある。

<図2> 外登法廃止 ⇒ 改定入管法による中長期在留者の義務規定と罰則規定

義務項目		義務違反の罰則
在留カード	カード受領	①不受領罪(1年以下の懲役または20万円以下の罰金)
	カード常時携帯	②不携帯罪(20万円以下の罰金)
	カード提示	③提示拒否罪(1年以下の懲役または20万円以下の罰金)
	カード更新	④更新遅延罪(1年以下の懲役または20万円以下の罰金)
	カード再交付命令	⑤命令拒否罪(1年以下の懲役または20万円以下の罰金)
	カード返納	⑥不返納罪(20万円以下の罰金)
変更届出		⑦カード偽造罪(1年以上10年以下の懲役)
		⑧カード不正行使罪(1年以下の懲役または20万円以下の罰金)
	居住地	⑨届出遅延罪(14日を超えると、20万円以下の罰金) (90日を超えると、在留資格取り消し)
	身分事項	⑩届出遅延罪(14日を超えると、20万円以下の罰金)
	所属機関	⑪届出遅延罪(14日を超えると、20万円以下の罰金)
	配偶者との離婚または死別	⑫届出遅延罪(14日を超えると、20万円以下の罰金)

「特別永住者」とは在日コリアンなど旧植民地出身者とその子孫であり、外登証の代わりに、居住する自治体で「特別永住者証明書」が交付される。

「中長期在留者」とは、ニューカマーの外国人で3カ月以上の在留期間と在留資格を認められた者であり、入管局で在留更新あるいは在留資格変更が認められた場合に「在留カード」が交付される。

「特別永住者」も「中長期在留者」も、改定住民基本台帳法によって、居住する市区町村で日本人と同様、「住民票」が作成される。

ところが、改定入管法は、<図2>に見るように、「中長期在留者」に対して、廃止したはずの外登法の種々の義務規定と罰則制度を、「軽減することなく」そのまま入管法に移行したのである。

そのため、在留期間更新などを忘れてしまった場合や、退学・退職などで在留資格変更が認められなかった場合、再入国期限内に再入国しなかった場合などは、「在留資格なし」となり、そのことが入管局からその外国人が居住する市区町村に、即座に通知される。そして市区町村は、その外国人の「住民票」を消除する。

「特別永住者」もまた、特別永住者証明書の常時携帯義務だけは外されたが、上記①および②～⑨の義務規定と罰則規定は変わらない。

いっぽう「非正規滞在者」は、超過滞在や、難民申請が不許可となった外国人で、在留カードが交付されず、居住する自治体での住民登録も認められず、健康保険にも入れない劣悪な位置に置かれた。

すなわち「改定」入管法・入管特例法・住民基本台帳法は、外登法の「外国人管理・抑圧制度」を入管法に移行させただけでなく、入管局の権限を絶対化させた「改悪」であった。

それに対して、外キ協が構成団体となり参加している「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」（移住連）は、「改定入管法 解体新書」として小冊子『改定入管法 中長期在留者のためのQ&A』、『改定入管特例法 特別永住者のためのQ&A』、『改定入管法 非正規滞在者・難民申請者のためのQ&A』日本語版を作成すると共に、その英語版、ポルトガル語版、スペイン語版、タイ語版、韓国語版、中国語版、タガログ語版、ベトナム語版を発行して、全国の市民団体や教会、労組、エスニック・コミュニティに配布した。

そして私たち外キ協は、移住連やカトリック難民移住移動者委員会と連携して全国の教会、労組、市

民団体を回った。2011年には全国16教会で学習会が開かれ、多言語版『Q&A』を活用して「出前学習会」を組織していった。

講師として派遣された私は、各教区、各教会とも急速に「多国籍・多文化」化している現実を、目の当たりにすることにもなった。

### (5) 東日本大震災の外国人被災者支援

2011年3月11日、東日本の沿岸部を、未曾有の地震と津波、そして福島第一原発の崩壊事故が襲った。各教派・団体がただちに被災者・被災教会への救援に向かうなかで、私たち外キ協はまず宮城県の外国人被災者の支援活動に取り組んだ。

同年9月27日、外キ協は「仙台キリスト教連合被災支援ネットワーク（東北ヘルプ）」、「NPO 笑顔のお手伝い」と共に、「外国人被災者支援プロジェクト」を立ち上げ、津波被害が甚大であった沿岸部の石巻市、南三陸町、気仙沼市の外国人被災者の支援活動を開始した。

東北の被災地では、1990年代から日本人と結婚した中国・韓国・フィリピン出身の女性たちが、小さな村や町、地方都市に広く点在して暮らしていた。彼女たちは家庭でも地域社会においても周縁化され、孤立していた。「外国人過疎地域」である東北では、これら国際結婚移住女性が県内在住外国人の多くを占めていた。

毎週、私は東京から新幹線で仙台に行き、仙台から車で沿岸部に向かった。なぜなら、東北の福島・宮城・岩手県には外キ協や移住連につながる教会や市民団体が当時なかったからである。

このプロジェクトには東北大学と東北学院大学の研究者たちにも加わってもらい、2012年には石巻市、2013年に気仙沼市で外国人被災者調査をおこなうことができた。いずれも市役所から市内在住の20歳以上のすべての外国人に、日本語・中国語・韓国語・英語・タガログ語のアンケート用紙を配布してもらった。私たちはさらに、支援を求める外国人（そのほとんどが日本人と結婚した移住女性）と市役所で面談していった。

いっぽう福島県では、震災後すぐにフィリピン出身女性グループが福島市と白河市で、中国出身の女性グループが須賀川市といわき市、郡山市で「自助組織」を立ち上げていた。放射能被害が広がるなかで、子どもや家族の健康を守るために正確な情報を必死に求めて、同胞同士が支えあうことが必要であ

ったからである。

私たち外キ協は YWCA 震災担当者たちと、福島でこれら移住女性グループと出会い、震災の翌年 2021 年 7 月、地元のキリスト者・市民と共に「福島移住女性支援ネットワーク」(EIWAN) を結成し、活動を開始した。

私たち外キ協の宮城県での支援活動は 2013 年に終了したが、石巻市と気仙沼市での外国人被災者調査結果は、その後の福島県でのさまざまな支援プログラムの企画と運営に、十分に活かすことができた。それを列記すると、次のようになる。

◇移住女性と移住労働者の日本語学習の支援  
(2014 年開始～／福島市の日本語教室は週 1 回＋月 2 回、白河市の教室は月 2 回)

◇来日間もない移住女性・移住労働者・留学生などの子どもの日本語学習の支援 (2016 年開始～／福島市／週 1 回)

◇県内の子ども日本語教室 (福島市・二本松市・郡山市・会津若松市・いわき市) に呼びかけて毎年夏に合同キッズキャンプ (2015 年支援開始～／磐梯青少年交流の家で一泊二日)

◇移住女性とその家族に放射能被害の情報提供  
(2012 年開始～／日本語教室に通う移住女性の生活圏の計測と放射能被害に関する移住女性の実態調査)

◇ふくしま移住女性の My Story 記録化 (福島で暮らす 6 人の移住女性たちの聞き書きを『か・ら・ふ・る——福島で暮らす外国出身女性たちとその家族の My story』としてまとめ、2016 年に日本語版、翌年に英語版発行)

◇地元市民と移住女性の出会いと協働をめざす「からふるカフェ」(2014 年開始～／福島市・郡山市・須賀川市・白河市)

◇「白河からふるフェスティバル」(2017～19 年／白河日本語教室の学習者たちが企画・運営)

◇市民入門講座「郡山市で暮らす外国人」「福島で暮らす外国人」(2022 年開始～／「多文化共生」に関する研究者を招いて講演と討論)

◇移住女性の子どものための継承語＝母語教育支援 (2012 年支援開始～／須賀川市・いわき市・郡山市にある継承語教室を支援)

◇県内の 3 教室をはじめ宮城県・山形県・新潟県の子どもの中国語・韓国語教室に呼びかけて、合同文化祭「ふくしま子ども多文化フォーラム」を開催 (2015 年開始～／須賀川市・郡山市・い

わき市の公民館／10 教室参加)

◇移住女性の子どものための保養 (2014～19 年／京都・神戸・紀伊田辺の教会)

◇移住女性や移住労働者の労働・生活・医療・DV・教育・在留問題の相談活動 (2012 年開始～／おもに日本語教室・継承語教室の学習者を通しての案件／助言・同行支援・通訳支援)

◇ふくしまからの情報発信『EIWAN ニュース』  
(2012 年開始～／福島県下の外国人に関する最新情報と EIWAN 活動報告を掲載し、献金を送ってくれた教会・個人と、県内の日本語教室や国際交流協会などに郵送)

◇年に 1 回、年間報告書の英語版を、海外の支援教会や人権 NGO に送付

これらのプログラム費用は、外キ協が窓口になってカナダ、アメリカ、ドイツ、韓国など海外教会からの指定献金、国内の財団からの助成金、国内教会・キリスト教学校・個人からの献金によって支えられてきた。また、各プログラムの企画と実施は、県内各地域のキリスト者、市民、移住女性たち無償ボランティアによって運営されてきた。

とりわけ須賀川・いわき・郡山市の中国人女性グループの涙ぐましい努力に感謝したい。各団体「つばさ」「心ノ橋」「幸福」とも、5～6 人の小さなグループだが、彼女たちはパートの仕事のかたわら、家事をし、育児をし、その合間に同胞からさまざまな相談を受け、日常活動「子ども継承語教室」を 14 年近く担ってきたからである。

私はこの 14 年間、東北の被災地でじつに多くの移住女性たちと出会った。「つばさ」「心ノ橋」「幸福」の移住女性たちの活動から大きな励ましを与えられる一方で、同胞コミュニティに参加できず、また行政窓口では対応してくれず、私たち EIWAN に持ち込まれる困難なケースにしばしば立ち合うことになった。私たちは時には、彼女たち移住女性の嘆息、つぶやきを聴き取るだけで、1 年も 2 年もただ寄り添うことしかできないこともあった。

そのような中で私は、理念的な法規範だけではなく、また研ぎ澄まされた論理だけではなく、「共に言葉を紡ぎだす」営為が必要であることに気づかされていった。しかしそれは、まだまだ途上の作業である。

## (6)ヘイトスピーチ、ヘイトクライムの嵐

2009 年 12 月 4 日、極右団体は京都朝鮮学校を

襲撃。彼らは、校内にいる小学生 100 人に向かって「朝鮮学校をぶっつぶせ」などと叫ぶ。

2016 年 1 月 31 日、極右団体のデモは、在日コリアンが 1930 年代から集住する川崎市の桜本地区に向かった。200 人のデモ隊は、「在日コリアンは大嘘つき」「帰れ、コリア半島へ」などと書いたプラカードを掲げ、「川崎に住むごみ、ウジ虫、ダニを駆逐するデモを行なうことになりました」「韓国、北朝鮮は我が国にとって敵国だ。その敵国人に対して死ぬ、殺せというのは当たり前だ」などと叫んだ。

このように日本ではこの間、在日コリアンやアイヌ、被差別部落、沖縄の人びとなど社会的マイノリティに対するヘイトスピーチが続いた。

\*\*\*

このヘイトスピーチの嵐に対して 2015 年 11 月 18～21 日、在日大韓基督教会をはじめ日本の諸教会が海外教会に呼びかけて、主題「ヘイトスピーチをのりこえ、共生の天幕をひろげよう」のもと、

第 3 回「マイノリティ問題と宣教」国際会議が東京で開催され、WCC をはじめ南アフリカ、アメリカ、カナダ、ドイツ、オーストラリア、インド、フィリピン、台湾、韓国の諸教会が参加した。4 日間にわたる討議を経て、世界的なネットワークを活用してヘイトスピーチ・ヘイトクライムと闘うことが確認された。

そして、この国際会議のフォローアップとして 2017 年、マイノリティ宣教センター (CMIM) が設立され、その取り組みの一つ「人種主義との闘い」に、外キ協は協働していくようになった。

\*\*\*

2016 年 6 月、日本では初めての「反人種差別法」としてヘイトスピーチ解消法が実施された。しかしこの法律は、「ヘイトスピーチを許さない」と宣言するが、禁止規定も罰則規定もない。そのため、ヘイトスピーチを叫ぶデモ行進は半減したが、街頭宣伝、集会は全国各地で今なお続いている (表 2)。

＜表 2＞極右団体のヘイト活動履歴 (2012～2023 年)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
街宣	241	278	365	244	289	280	227	211	168	228	266	199
デモ	41	99	120	70	42	49	34	21	9	14	16	12
講演会	1	2	1	10	16	33	21	10	5	6	7	5
選挙					56	42		45	25	30	59	43
事件						3	1	1				
その他			3	2	12	19	4	12	6	11	10	
総計	283	379	489	326	415	426	287	300	213	289	358	259

【出典】「レイシズム監視情報保管庫」

またインターネット上でのヘイトスピーチは、日本と韓国あるいは北朝鮮 (朝鮮民主主義人民共和国) との政府間関係の悪化によって急増すると共に、在日コリアン団体を標的にするヘイトクライムが続発するようになった。

◆2020 年 1 月 4 日、在日大韓基督教会川崎教会が母体となって作られた社会福祉法人・青丘社が運営する川崎市ふれあい館に、「在日韓国人をこの世から抹殺しよう。生き残りがいたら残酷に殺して行こう」と書かれた「年賀はがき」が、同 27 日には川崎市市役所に、ふれあい館爆破および在日コリアンへの殺害予告を含む「寒中見舞いはがき」が届く。

◆2021 年 7 月 24 日、名古屋市にある韓国国民愛知県本部の建物の一部と、その隣りにある愛知韓国学園が運営する名古屋韓国学校が放火される。

◆同月 29 日には、奈良県大和高田市の韓国国民団支部の敷地内で不審火。

◆同年 8 月 30 日、在日コリアン集住地域である京都ウトロ地区にある建物が放火される。

100 年前の関東大震災朝鮮人・中国人虐殺がそうであったように、かつてのナチス・ドイツがそうであったように、マイノリティに対するジェノサイドはその社会をことごとく自壊させる。

私たち教会とキリスト者は、それを沈黙し座視してはならないと決意し、外国人権法連絡会の弁護士たちと共に、即座に抗議声明を出すと共に、政府に対してヘイトスピーチ・ヘイトクライムを禁止し根絶すること、国会に対しては人種差別撤廃法を早急に制定するよう強く求め続けてきた。

### (7) 劣悪な難民認定制度と入管収容制度

私たち外キ協が提案する「外国人住民基本法」で

は、旧植民地出身者の特別永住者／ニューカマーの移住者／超過滞在あるいは難民不認定とされ「在留資格を奪われた」未登録の外国人の、人間としての基本的な権利を謳っている。

しかし私たちは、ともすると、在日コリアンや、正規の在留資格をもつ移住労働者や国際結婚移住者、留学生たちを「外国人住民」として、彼ら彼女らに対する人権侵害をおもに「問題」としてきた。それは、教会にとって身近な存在してあったからである。

しかしコロナ感染が拡大した 2020 年、特別給付金 10 万円をもらえず、健康保険にも入れず、いっさいの社会保障制度から排除された難民申請者や仮放免者、超過滞在者が窮地に陥っている現実を前にして、移住連が呼びかけた「移民・難民緊急支援基金」に参加した。

基金には 2020 年 5 月から半年間で 4,979 万円の献金が寄せられ、そこから 1,645 人の難民申請者や帰国困難者を支援することができた。

「母国で迫害を受けて 6 年前に来日し、難民申請。ある日本人男性と出会い、子を授かる。ところが、その子の父親はすぐに行方不明。さらに出産直後、難民申請の結果が不認定となり、その日から仮放免となり、住民票も健康保険もなくなった」(30 代母と乳児)

彼女は、移住連の「移民・難民緊急支援基金」で支援した 1,645 人の一人である。

この支援活動を通して私たち外キ協は、政府のコロナ救済政策において外国人住民の存在が欠落しているばかりか、そもそも日本の劣悪な難民認定制度の不条理を、改めて認識することになった。

すなわち<表 3>に見るように、2020 年、コロナ・パンデミックによって世界中の空港・海港が封鎖されるなかで、ドイツ・カナダ・フランス・米国などでは 1 万人以上を難民として受け入れている。ところが、日本の認定数はわずか 47 人、認定率 0.5%である。

<表 3> 諸外国における難民認定数・認定率 (2020 年)

	ドイツ	カナダ	フランス	米国	英国	日本
認定数 (人)	63,456	19,596	18,868	18,177	9,108	47
認定率 (%)	41.7	55.2	14.6	25.7	47.6	0.5

◆日本の 1982～21 年の難民認定者の合計数：915 人

難民申請が不許可となった 99%の外国人は、在留資格を失い、入管収容を解かれて仮放免となっても、働くことが禁じられているため、路頭に迷うしかない。同胞の友人や知人から支援を受けるか、あるいは市民団体や教会・お寺のシェルターに身を寄せて凌いでいくしかないのである。

そのうえ日本では、在留資格を失った外国人に対する無期限の入管収容が可能であり、毎年のように収容施設での自死、病死が続いている。

\*\*\*

それにもかかわらず政府は 2021 年 2 月、難民申請者や超過滞在者を一人でも多く国外追放しようとする入管難民法の改悪案を国会に上程した。それは、「保護すべき難民」を保護しないまま、難民申請の回数を 2 回までに限定／国外退去を拒否する外国人に送還拒否罪／入管施設での長期収容の代替措置として監理措置と逃亡罪を新設するというものである。

これに対して 3 月 31 日、国連人権理事会のもとに置かれた特別報告者ら 4 人が日本政府に共同書簡

を送った。そこでは、政府提案の入管難民法改定案の項目一つひとつを国際人権法に基づいて検証し、「私たちは貴政府に対し、これを機に、国内法を国際的な人権基準に沿ったものにし、移住者、庇護希望者、難民の人権保護を強化するために、立法的な観点からの再検討を強く求めます」と勧告した。

そして私たち外キ協は、マイノリティ宣教センターと共に、「すべての人に、日本の扉を開けてください——難民申請者を追放する入管法改悪に反対する教会共同声明」を 4 月 22 日、60 教会の連名で入管庁に出した。また私たちは、移住連が呼びかけた国会前シットインに参加すると共に、各地外キ連、各教派・団体をつないで「入管難民法を考える教会セミナー」を開催していった。

国会の法案審議では、3 月 6 日に名古屋入管収容所でスリランカ人女性・ウィシュマさんが虐待死されたことが争点となり、5 月 18 日、政府は法案を取り下げ、廃案となった。

これは文字通り「市民社会の勝利」であったが、しかし政府・法務省は断念したわけではなかった。

\*\*\*

政府は2023年3月、入管難民法の改悪案を再度、国会に提出した。私たち外キ協は、移住連など市民団体や弁護士団体と連携して反対運動に取り組んだ。

日本が加盟している難民条約には、「難民を、いかなる方法によっても……その生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し、または送還してはならない」(第33条)と定めている。これはノン・ルフールマンの原則とされ、難民申請中は決して強制送還されない「送還停止効」とされている。ところが、今回の改悪案も、本国に送還されれば迫害を受ける難民申請者に対して、3回目以降の難民申請を認めず強制送還できるようにしている。

この改悪法に対して、国連人権理事会のもとに選任された「移住者の人権に関する特別報告者」「恣意的拘禁作業部会コミュニケーションに関する副議長」「宗教または信条の自由に関する特別報告者」は連名で、法案審議中の4月18日、日本政府に共同書簡を提出した。そこでは、「ノン・ルフールマン原則は、国際的な人権法、難民法、人道法、および慣習法の下で不可欠かつ逸脱不可能な保護である。この原則は、拷問禁止条約の第3条、強制失踪条約の第16条にも明記されている。送還禁止原則は……いかなる例外や逸脱の対象にもならない」と、政府案を厳しく批判した。

しかし、国際人権法に明らかに違反するこの改悪案は6月9日、自民・公明・維新・国民民主党によって可決されてしまった。

## (8) 難民いのち基金

同日、入管難民法の改悪案の国会成立に対して、私たち外キ協は「入管難民法の改悪に抗議し、難民・移民と共に生きる教会共同声明」を出した。この共同声明に対しては、20日間余りで125の教会・修道会・教会関係委員会から賛同と連帯のメッセージが届けられ、政府に提出した。

そして私たち外キ協は、その「共同の意思」を起点として2023年8月、「難民・移民なかまのいのちの緊急基金」を起ち上げた。声明によって私たちの意思を訴えるだけに留まらず、具体的な行動に踏み切ったのである。

私たちは、全国の教会・修道会・キリスト教学校・キリスト者に献金を呼びかけた。翌年の7月までの

1年間で1000万円以上の献金が寄せられ、そこから難民申請者・仮放免者ら313人に「一人3万円」の支援をすることができた。

献金を送ってくれた教会・修道会・キリスト教学校は153、個人は267人に上った。多くの教会、多くのキリスト者が「難民・移民と共に生きる」その第一歩を踏み出したのである。たとえば、教会の受付の机に緊急基金の献金箱を置くかどうか、役員会や信徒同士で話し合うことから始まり、そこに寄せられた献金を、連帯のメッセージと共に外キ協に送ってくれた教会がじつに多かったのである。

「外キ協」という枠組みの中から緊急基金ができ、外キ協賛同会員と重なるが、それ以外の多くの教会とキリスト者が緊急基金に積極的に参加してくれたのである。それは基金発足時には予想しなかったことであり、「難民・移民なかまのいのちの緊急基金」は結果的に、外キ協運動にさらに広がりをもたらしてくれた。

そして2024年10月から、私たちは3年プロジェクトとして「難民・移民なかまのいのち協働基金」を開始した。

そのような中で私たち外キ協は、国会請願署名において、「外国人住民基本法」プラス「人種差別撤廃基本法」「難民保護法」の制定を求めることになった。

すなわち、私たちの「外国人住民基本法」を求める取り組みは、ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの嵐に立ち向かい、また、日本社会から排除され人間としての尊厳までも奪われている仮放免者や超過滞在者を含む「すべての外国人住民」の人権獲得の闘いへと導かれていったのである。

## (9) 相次ぐ入管難民法改悪—永住取り消し

政府は2024年3月、入管難民法の改定案として「①育成就労法案」「②永住取り消し法案」「③在留カード・特別永住者証明書とマイナンバーカードとの一体化法案」を国会に提出した。

とりわけ「②永住取り消し法案」は、あからさまな人種差別的法案であるのかかわらず、政府はその立法目的も立法事実も明確に示すことなく、問題点を隠蔽する答弁に終始し、十分な審議がなされないまま同年6月に可決されてしまった。

\*\*\*

在日コリアンなど特別永住者は、父母、父または母が特別永住者なら、子どもも特別永住者となる。しかし、ニューカマーの外国人が「永住者」となる

には、素行善良要件(交通法違反など刑事罰の有無)／独立生計要件(生活保護の有無など)／国益要件、その一つに在留歴 10 年以上(そのうち就労資格が居住資格で 5 年以上在留)——を、すべて満たさなければならない。

また永住者の子どもは、自動的に永住資格が認められるわけではなく、永住者の親が出生後 30 日以内に永住許可申請をしなければならない。しかも、これらの永住許可要件はいずれも、法務省の自由裁量によって諾否が判断される。

＜表 4＞ 諸外国における「永住者」の取り扱い

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	カナダ	オーストラリア
永住許可に必要な在留歴	10 年	基本的に不要	通常 5 年以上	通常 5 年以上	通常 5 年以上	基本的に不要	基本的に不要
再入国許可の要否	必要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
居住地の変更届け出先	市町村	移民局にオンラインまたは郵送	届け出不要	警察または市役所	管轄登記所	なし	なし
在留カードの常時携帯義務	あり	あり	なし	あり	なし	なし	なし

【出典】2017 年 11 月、移住連との意見交換会において、法務省が提出した資料

永住申請にあたってニューカマーの外国人は、膨大な資料の提出を求められる。たとえば、過去 5 年分の収入と納税に関する資料、直近 2 年分の社会保険料納付の資料が必要とされ、この 5 年間で転職時のブランクなどで収入が激減した年があった場合や、この 2 年間で社会保険料の納付が遅れた場合でも、永住不許可となってしまふ。

永住許可要件のうち、とりわけ「原則 10 年以上の在留歴」(「日本人の配偶者等」などには短縮)という要件は、上記の＜表 4＞に見るように、諸外国と比較しても格段と厳しいことが分かる。

それでも、ニューカマーの外国籍住民の多くは、最初「在留期間 1 年」から出発して、2 年、3 年と必死に働き、必死に家計を支え、税金も社会保険料も払い、これらの厳しい要件を何とかクリアして、「永住者」という在留資格を得てきた。なぜなら、永住者になれば 1 年ごと、3 年ごとの面倒な在留更新が必要なくなり、また住宅ローンや教育ローン、奨学金なども利用しやすくなるからである。

このように苦勞して、最も安定したはずの在留資格「永住者」を得ても、永住者には上記＜表 4＞に見るように過酷な義務規定が課せられている。すなわち日本は、永住者をはじめ在日コリアン、移住者、難民に対する法制度とその運用が、厳格であるばかりか、世界的に見ても「特異」なのである。

\*\*\*

この上、さらに今回、政府は「永住許可取り消し」制度を設けた。

当然、私たち外キ協や移住連、日本弁護士連合会

など各地弁護士会、韓国民団や横浜華僑総会など民族団体が反対声明を出し、抗議行動を起こした。また、在日大韓基督教会をはじめ、外キ協加盟の各教派・団体が相次いで抗議声明を出した。各教派・団体とも、多くの外国籍信徒・教役者を迎えており、「永住取り消し」は座視できないものとしてあったからである。

ところが、多くの国会議員にとってみれば、地方参政権もない、いわば“票にならない”外国籍住民の意思をまったく無視して 6 月 14 日、この法案を通してしまったのである。

しかし、国連の人種差別撤廃委員会は 6 月 25 日、日本政府に緊急書簡を送り、次のように勧告した。

「在留カードの常時携帯義務を履行しないなど入管法に違反した時／税金や社会保険料を滞納した時／軽微な法令違反をした時、永住資格が取り消される。これは、永住者の日本での安定した生活基盤を奪うことになる。永住者の数は在日外国人の約 26%であり、永住資格取り消しの潜在的な対象の人数規模はかなり大きい。永住者の人権、とりわけ人種差別撤廃条約の下で保護される諸権利に及ぼしうる不均衡な影響を憂慮する。委員会は締約国に対し、改定内容の見直し、または廃止するためにとられた措置に関する情報を含む回答を提示するよう要請する」(委員会の書簡要約)

日本がすでに加盟している国際人権規約や人種差別撤廃条約において、その条約実施監視機関である各委員会は、「外国人の法的地位と権利」について、

その解釈基準を次のように明示している。

「各締約国は自由権規約上の権利を『その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人』に対して確保しなければならない。……規約で定められた権利は、相互性とかにかわりなく、かつ、その国籍または無国籍にかわりなく、すべての人に適用される。したがって、規約の各々の権利が市民と外国人との間で差別されることなく保障されなければならない。……規約は、その保障する権利に関しすべての保護を外国人に与えており、締約国は、その要求を法令および実行において適切に遵守すべきである」(自由権規約委員会「一般的意見 15」)。「人種差別に対する立法上の保障が、出入国管理法令上の地位にかわりなく、外国人に適用されることを確保すること、および立法の実施が外国人に差別的な効果をもつことがないよう確保すること」(人種差別撤廃委員会「一般的勧告 30」)。

すなわち、私たち外キ協が「外国人住民基本法(案)」に丁寧に書き入れたように、在日コリアンも、ニューカマーの移住者も、難民申請者も、上記の国際人権法によって、その生命と人間としての尊厳が保障されなければならないのである。

### 第3章 外国人住民基本法がめざすもの

#### (1) 国際人権法と外国人住民基本法

私たち外キ協が提起する「外国人住民基本法」の対象者であり受益者は、次のように、「外国籍者」と「外国にルーツをもつ民族的マイノリティ」になる。

##### ◇「外国籍者」

- ①在留外国人：376万8977人(2024年12月末現在)
- ②超過滞在や、難民不認定などで在留資格を奪われた外国人：7万7935人(2025年1月1日現在)

##### ◇「外国にルーツをもつ日本国籍の民族的マイノリティ」

- ③帰化によって日本国籍を取得した外国人とその子孫：推算で80万人以上
- ④日本籍者と外国籍者との国際結婚で生まれた子ども：推算で80万人以上

\*日本の国勢調査では、米国などの国勢調査と

は違って、民族的出身などを問う項目を設けていないため、③④は推算するしかない。

このように、日本で暮らす外国籍住民は380万人を超え、その出身国数も195カ国に及び。また、日本国籍を取得した外国人や国際結婚によって生まれた子どもなど、「外国にルーツをもつ人びと」も推算で160万人以上となる。したがって、日本は今や「移民社会」となっている。

しかし政府は、「移民政策」への転換を拒み、「人権政策」なし、「社会統合政策」なしの「外国人労働力政策」に終始している。

じつは、「外国人住民基本法」のもう一つの受益者であり当事者は、日本社会のマジョリティである日本人であり、立法府と行政府なのである。

\*\*\*

日本では、このような外国人・民族的マイノリティの「法的地位と権利」を定めた法律は存在しない。韓国の憲法(第6条第2項)では「外国人は国際法と条約が定めるところによりその地位が保障される」と定められているが、日本国憲法においては明示されていない。「出入国管理及び難民認定法」という外国人の出入国と在留を管理・規制する法律があるだけである。

そのため外国人は、たとえば、最後のセーフティネットである生活保護を受ける権利や、人種差別を訴え救済される権利など、基本的かつ普遍的な権利がことごとく否認、あるいは制限されている。また、国際人権法で定められている民族的マイノリティとしての権利、とくに民族教育(継承語・継承文化教育)を受ける権利が否認されている。

国連の自由権規約委員会は1993年、98年、2014年、22年の日本審査のあとの総括所見において、また人種差別撤廃委員会は2001年、10年、18年の総括所見において、外国人・民族的マイノリティの人権状況に対して、繰り返し是正勧告を出してきた。

具体的には、身分証明書の常時携帯義務制度/公務就任権の否認/地方参政権の否認/年金制度からの排除/再入国権の否認/朝鮮学校への差別的措置/民族的マイノリティの教育権の否認/入店拒否・入居拒否・就職拒否など社会的差別/ムスリムに対する民族的・宗教的プロファイリング/技能実習制度における搾取と虐待/劣悪な難民認定制度/非人道的な入管収容制度/DV被害女性を窮地に陥れる在留取り消し制度/マイノリティ女性への交差差別

(複合差別) / 放置されているヘイトスピーチ・ヘイトクライム / 包括的な差別禁止法の不在 / 国内人権機関の未設置……など、広範囲にわたり、外国人・民族的マイノリティの人権状況を的確に指摘している。しかし政府は、これらの勧告を「法的拘束力がない」として無視し続けてきた。

「外国人住民基本法」は、これら国際人権基準に基づいて、外国人・民族的マイノリティが享有すべき普遍的権利を明示することによって、構造的な人権侵害の状況を一つ一つ是正していくツールとなる。

また外国人・民族的マイノリティにとっては、「支援される客体」ではなく、「自らの普遍的権利を主張する主体」として社会へ参画することになる。それこそが「共に生き、共に活かしあう社会」ではないだろうか。

\*\*\*

2020～22年 とつづいたコロナ感染拡大、そして21年 ミャンマーの軍事クーデター、22年ロシアのウクライナ侵略、23年イスラエルのパレスチナ侵略。そして今、欧米諸国で吹き荒れる移民排斥と、多文化社会への拒否……。

そうしたなかで、いま日本に求められているのは、難民の積極的な受け入れであり、日本国憲法と国際人権法の最高の価値である「人間の尊厳の尊重と確保、および本質的平等」を具現化する「外国人住民基本法」の実現である。

それが実現したら、私たち外キ協や、日々現場で悪戦苦闘している人権NGO、弁護士たちにとって、確実なツールとなる。それはまた、市民社会がめざす「多民族・多文化共生」に向けた私たち市民社会の共通のビジョンでもある。

## (2) 多民族・多文化「共生」を阻むもの

2025年8月、私たちは「日本敗戦／韓国・朝鮮解放(光復)」から80年を迎える。しかし、80年後の「戦後」日本は今もって、「戦前」の負債を解消していない。

- ◆なぜ、在日コリアンは四世・五世になっても、就職差別・入居差別・ヘイトスピーチを受けなければならないのか？
- ◆朝鮮人・中国人の強制連行・強制労働の歴史が、なぜ技能実習生の労働現場で今も繰り返されているのか？
- ◆認定率1～3%という日本の難民認定制度は、

国際人権機関や海外諸国から指弾されても、なぜ維持されているのか？

それは、戦前の天皇制国家において、軍事力による「多民族帝国」を維持するために「分断／同化」政策がとられ、異民族の制度的排除と不可視化が徹底して実施されたこと、そして戦後も、「単一民族国家」神話による呪縛のなかで、旧植民地出身者に対する「分断／同化」政策が継続され、さらに外国人の制度的排除と不可視化が意図的に進められたからである。すなわち、戦前の異民族政策の精神的基盤である植民地主義・人種差別主義が、戦後「国民国家」において清算されなかったのである。

2023年の「改定」入管難民法について、『東京新聞』(8月8日)は次のように評した。

「なぜ改正したのか。入管行政のDNAがなした業としか思えない。DNAとは、敗戦から78年経っても消えない旧帝国の植民地主義的体質である。植民地主義の未総括という、戦後日本が背負っている宿痼。改正入管法の成立は、この現実を可視化させた」

\*\*\*

2001年9月8日、南アフリカのダーバンで開かれていた国連主催の「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する世界会議」は、かつての奴隷貿易・奴隷制・植民地主義について第二次世界大戦後初めての歴史的な「宣言」と「行動計画」を採択した。

「植民地主義が人種主義、人種差別、外国人排斥、関連する不寛容をもたらし、アフリカ人とアジア系人民、アジア人とアジア系人民、および先住民族が、植民地主義の被害者であったし、いまなおその帰結の被害者であり続けている。……この制度と慣行の影響と存続が、今日の世界各地における社会的・経済的不平等を継続させている」(ダーバン宣言)

この2001年ダーバン宣言は、21世紀を生きる私たちに対して、前世紀の「植民地主義」を過去の遺物として封印し忘却するのではなく、想起すること、記憶すること、真実と向き合うことを迫った。なぜなら、「歴史の真実を語ることが、国際的な和解、ならびに正義・平等・連帯に基づく社会の創造にとって必須の要素である」からである。

外キ協39年間の「闘い」、その出発点はここにある、と私は確信する。

## 外キ協活動日誌 <2025年1月~4月>

\*会場名がない会議・講座などはすべてオンライン

### ●外キ協が主催・共催するプログラム●

- ・1月7日、外キ協事務局会議、全国協議会・全国集会の最終準備。
- ・1月22日、からふるカフェ特別編「シスターマリアを囲んで日本での歩みの日々を一緒にたどろう」(会場：カトリック大阪高松大司教館会議室／主催：シナピス・外キ協・NCC 在日外国人の人権委員会・マイノリティ宣教センター／会場参加者23人)。
- ・1月23~24日、第39回「外キ協全国協議会」(会場：KCC)、オンライン陪席者を含めて52人参加。
- ・1月24日、第39回「外国人住民基本法の制定を求める全国集会」(会場：在日大韓基督教会 大阪教会)、オンライン参加者を含めて約100人。
- ・1月30日、ナビンさんをゲストとして迎えて第4回「からふるカフェ」(会場：日本キリスト教会館／主催：外キ協・NCC 在日外国人の人権委員会・マイノリティ宣教センター)。
- ・2月3日、『外キ協メール便』2月号を各地外キ連と教派・団体関係者、これまでの外キ協オンライン講座参加者に発信。
- ・2月4日、2024年改悪法「永住資格取り消し」の対象となる日本生まれの青年たちによる「永住許可有志の会」と意見交換会。
- ・2月12日～、衆議院法務委員4人に個別面談し、2023年・24年改悪法の問題点を法務委員会で取り上げるよう要請。
- ・2月15日、永住許可有志の会との意見交換会。
- ・2月17日、永住許可有志の会、昨年ネット署名で集めた『「帰る国」のない若者の永住許可を取り消さないで!』署名の11,339筆を入管庁に提出。そのあと記者会見。
- ・2月19日、外キ協事務局会議、1月の全国協議会・全国集会の評価と反省をおこない、2025年活動計画の準備を話し合う。そのあと『からふるな仲間たち』第六集の編集会議。
- ・2月25日、衆議院法務委員2人に面談し、2023年・24年改悪法の問題点を法務委員会で取り上げるよう要請。
- ・2月28日、『外キ協ニュース』第129号と、難民いのち基金『このかレター』第1号を、外キ協賛同会員(名刺広告を出してくれた教会・個人)と、基金に献金を送ってくれた教会と個人に郵送。
- ・3月3日、「外国人住民基本法の制定を求める国会請願署名：2025年」用紙を各教派・団体と各地外キ連に発送。
- ・3月13日、『からふるな仲間たち』第六集の編集会議。

- ・3月18日、NCC 教育部主催「神学校卒業生研修会」で外キ協の活動を紹介。
- ・3月19日、「外国人住民基本法の制定を求める国会請願署名：2024年」を提出、衆議院1,862筆、参議院1,863筆。
- ・3月22日、『外キ協メール便』3月号を発信。
- ・4月10日、『からふるな仲間たち』第六集の編集会議。
- ・4月15日、神奈川外キ連の登家勝也牧師の前日祈禱会に参加(日本キリスト教会横浜桐畑教会)。
- ・4月21日、『外キ協メール便』4月号を発信。
- ・4月30日、『からふるな仲間たち』第六集の編集会議。

### ●難民いのち基金●

- ・1月9日、昨年10月に発足した「難民・移民なかまのいのち協働基金」は、「改悪」入管難民法が2023年6月9日に国会で成立したことを覚えて毎月9日に「このか祈禱会」を開く。
- ・1月14日、基金運営チーム会議、難民申請者・仮放免者の子ども支援を準備。
- ・1月16日～、第1回「子ども支援」への協働をパートナー支援団体に要請。
- ・1月30日、これまで献金を送ってくれた教会・個人に『このかレター』第1号PDF版をメール送信。
- ・2月9日、このか祈禱会。
- ・2月11日、基金運営チーム会議、第一期「子ども支援」に申請があった19人の支援を決定し、送金。
- ・3月9日、このか祈禱会。
- ・3月10日、基金運営チーム会議、「子ども支援」第二期の支援申請書を審査して10人に送金することに。
- ・4月8日、昨年8月から寄せられた献金と助成金の総額は311万円となり、基金運営チーム会議で「子ども支援」第三期申請書を審査し、第一期・第二期を含めて計81人の子どもを支援することに。
- ・4月9日、「第2回難民・移民と共に生きるオンライン入門講座」、アベベ・サレシラシエ・アマレさん(アデアババ・エチオピア協会)／滝朝子さん(アデアババ・エチオピア協会)／原文次郎さん(反貧困ネットワーク)から、支援現場の状況と、支援のためのノウハウを具体的に話してもらおう。

### ●福島移住女性支援ネットワーク(EIWAN)●

- ・1月15日、ふくしま子どもフォーラム実行委員会、3月に開催する第8回フォーラムの準備。
- ・1月18日、郡山の中国移住女性グループ「幸福」の文化教室(郡山中央公民館)。

- ・1月20日、ふくしま復興連携センター主催の生活困窮者支援ねっと全体会で、「ふくしま移住女性と共に14年」と題して報告（いわき産業創造館）。
- ・2月7日、助成金を申請している「ふくしま百年基金」の第二次審査ヒアリング。
- ・2月10日、ふくしま子どもフォーラム実行委員会。
- ・2月15日、「国際活動市民中心（CINGA）」のヒアリングを受けて、EIWANの発足経緯と活動状況を説明。
- ・3月2日、ふくしま子どもフォーラム実行委員会。
- ・3月11日、『EIWAN ニュース』第38号を関係団体と、献金を送ってくれた教会・個人に郵送。
- ・3月29日、「第8回ふくしま子ども多文化フォーラム」開催、会場：須賀川市民交流センター、第一部は子ども継承語教室の文化発表：幸福（郡山市）／つばさ（須賀川市）／心ノ橋（いわき市）、第二部は、城坂愛さん（つばさ）「継承語教育の事例発表」、阿古智子さん（東京大学教授）「変貌する中国と在日中国人社会」を受けて、須賀川市長をまじえてパネルディスカッション。参加者は子どもたちも含めて150人。
- ・4月5日、EIWANプログラム委員会、福島事務所の日本語教室・子ども日本語教室と、県内の子ども継承語教室の新年度活動について話し合う（福島事務所）。
- ・4月20日、福島・二本松・郡山・いわき・会津若松市の子ども日本語教室が集まって「ふくしまキッズキャンプ実行委員会」、7月に開催するキッズキャンプの開催要項をまとめる。
- ・4月28日、ふくしま子どもフォーラム実行委員会、第8回フォーラムの評価と反省、2025年度の活動計画について話し合う。

### ●教会／NGO ネットワーク共同の取り組み●

- ・1月6日、「マイノリティ宣教センター」（CMIM）「つきいち広場」。
- ・1月7日、CMIM 事務局会議、4月からの新体制について話し合う。
- ・1月8日、「人種差別撤廃 NGO ネットワーク」（ERD ネット）運営会議、3月の人種差別撤廃デー集会について。
- ・1月8日、「外国人入権法連絡会」の事務局会議、今年度の活動計画について。
- ・1月13日、「移住者と連帯する全国ネットワーク」（移住連）の入管法・共生施策会議、今年度の活動計画について。
- ・1月14日、CMIM 運営委員会、4月からの新体制移行について。
- ・1月15日、「日韓和解と平和プラットフォーム」事務局会議、今年度の活動計画について。
- ・2月3日、CMIM 「つきいち広場」。
- ・2月4日、CMIM 事務局会議。
- ・2月5日、日韓プラットフォーム「日韓市民と国会議員の院内集会」（参議院議員会館）、180人参加。
- ・2月5日、人権法連絡会の事務局会議。
- ・2月6日、人権法連絡会の「外国人・民族的マイノリテ

ィ人権基本法」作業部会。

- ・2月8～9日、移住連の全国運営委員会と理事会（大阪サクラファミリア）。
- ・2月20日、日韓プラットフォーム事務局会議。
- ・2月21日、ERD ネット運営会議。
- ・2月26日、移住連の拡大事務局会議。
- ・2月26日、人権法連絡会の「基本法」作業部会。
- ・3月4日、CMIM 事務局会議。
- ・3月5日、人権法連絡会の運営委員会。
- ・3月6日、日韓プラットフォーム事務局会議。
- ・3月6日、難民・移民フェス実行委員会、5月10日に第8回難民・移民フェスを東京・練馬つつじ公園で開催することを決定。
- ・3月8日、CMIM 主催「ノーレイシズム広場」が聖公会東京教区聖アンデレ教会で開催され、会場参加者108人。
- ・3月10日、CMIM 運営委員会、今年4月から中長期的に運営できるように、これまでの共同主事制をやめ、主事とプログラム担当者を置く体制に移行することに。
- ・3月10日、人権法連絡会の「基本法」作業部会。
- ・3月11日、移住連の省庁交渉（参議院議員会館）。
- ・3月19日、ERD ネット、院内集会「実現しよう！人種差別撤廃法」のあと、NGO 共同要請書「国際人種差別撤廃デーにあたり人種差別撤廃条約の速やかな国内実施を求めます」を外務省・法務省に提出。
- ・3月22日、移住連の入管法・共生施策会議、6月の移住連全国フォーラムの分科会について。
- ・3月24～25日、日韓プラットフォームの日韓合同運営委員会を東京で開催し、今年6月に出す「日韓条約60年を問う—日韓市民・宗教者宣言」の骨子案を検討。
- ・3月25日、移住連オンライン連続入門講座「永住権は取り消せない—『帰る国』のない若者たち」、講師：丸山由紀さん（弁護士）、証言：永住許可有志の会。
- ・3月26日、移住連の拡大事務局会議と理事会。
- ・3月27日、人権法連絡会の「基本法」作業部会。
- ・3月31日、人権法連絡会、『外国人・民族的マイノリティ人権白書・2025年』発行。
- ・4月4日、難民・移民フェス実行委員会。
- ・4月7日、CMIM 「つきいちひろば」、ゲスト：朴君愛さん「在日コリアンの女性は今」。
- ・4月18日、難民・移民フェス実行委員会。
- ・4月19日、移住連の理事会と全国運営委員会、2025年度の活動計画について協議（名古屋国際交流協会）。
- ・4月23日、日韓プラットフォーム事務局会議。
- ・4月25日、日韓プラットフォームの連続セミナー、講師：慎蒼宇さん「日韓基本条約締結60年——植民地戦争の視点から日本の植民地支配責任を問う」。
- ・4月26日、人権法連絡会の総会とシンポジウム、特別講演：申恵丰さん「人種差別撤廃条約加入から30年—日本の現状と課題」（川崎市労連会館）。
- ・4月28日、公立学校の外国籍教員は全国で500人以上、しかし国籍条項によって「教諭」ではなく「常勤講師」扱いとなっている。その不条理を問う院内集会（衆議院第二議員会館）。